

厚生労働省福岡労働局説明資料

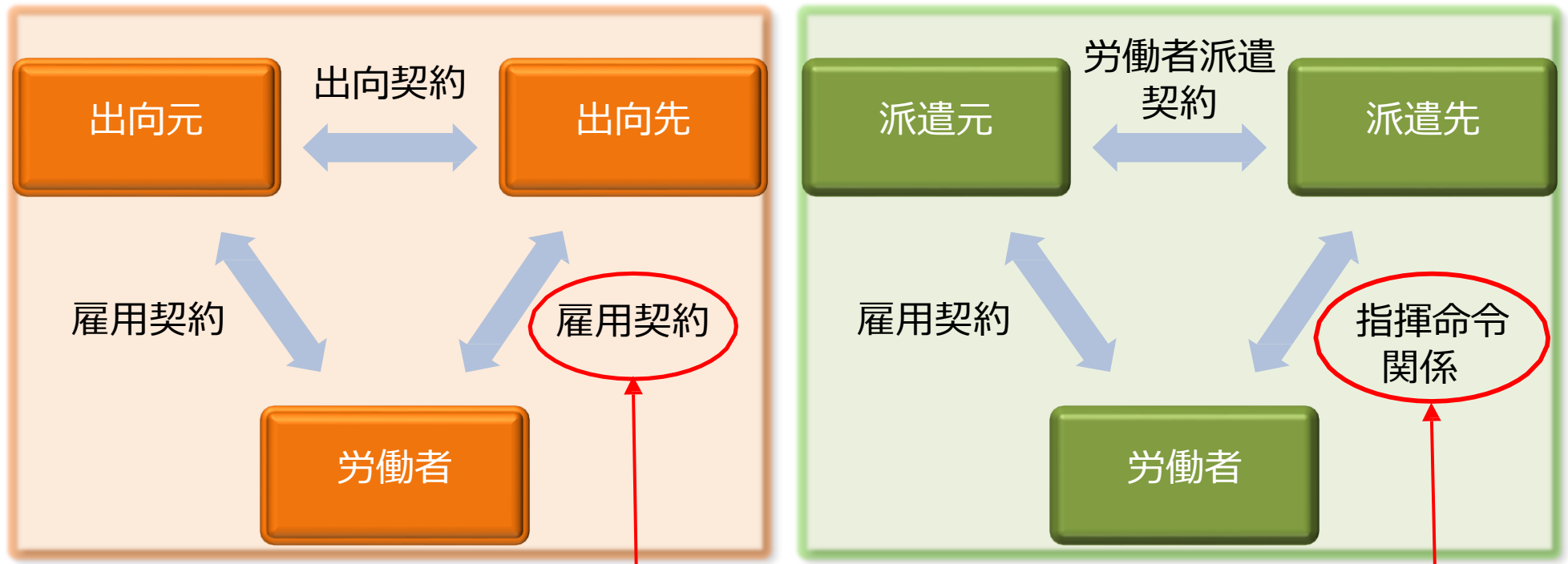
(出向支援)

在籍型出向とは

○ 在籍型出向

在籍型出向は、出向のうち、出向元事業主との間に雇用契約関係があるだけでなく、出向元事業主と出向先事業主との間の出向契約により、出向労働者を出向先事業主に雇用させることを約して行われるもの。

※ 出向元及び出向先双方と出向労働者との間に雇用契約関係が存在。



在籍型出向：出向先と労働者間の関係は「雇用契約」
労働者派遣：派遣先と労働者間の関係は「指揮命令関係」

産業雇用安定助成金の創設

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍出向により労働者の雇用を維持する場合、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する「産業雇用安定助成金」を創設**

助成金の対象となる「出向」

■ **対象**：雇用調整を目的とする在籍出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。

■ **前提**：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

[その他要件]

- ・ 出向元と出向先が、親会社と子会社の関係にないなど、独立性が認められること。
- ・ 出向先で出向者の受入れに際し、別の人を事業主都合で離職させていないこと。出向元と出向先で労働者を交換するものでないことなどの要件があります。

※上記のほかにも要件あり

対象事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）

助成率・助成額

○ 出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額	12,000円/日	

○ 出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるために用意する機器や備品などの**出向に要する初期経費の一部を助成**

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり (定額)	
加算額	各5万円/1人当たり (定額)	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額を加算

在籍型出向支援専用ページを開設

在籍型出向支援策をとりまとめた専用ページを福岡労働局ホームページ内に開設。在籍型出向の基本から、産業雇用安定助成金、産業雇用安定センターのマッチング支援などの在籍型出向に係る各種支援情報を、今後、出向の送り出しや出向の受け入れを検討している事業主向けに発信。

在籍型出向支援特設サイト



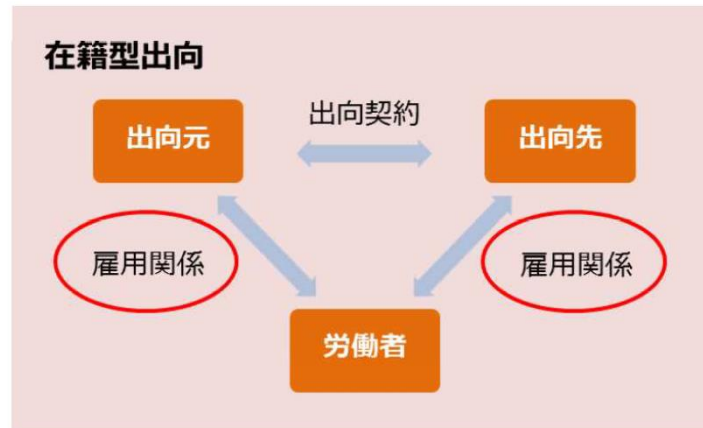
(福岡労働局特設ページ)

お知らせ

令和3年3月〇日 第1回福岡県在籍型出向等支援協議会を開催しました。
令和3年3月〇日 雇用シェア及び産業雇用安定助成金説明会を開催します。

在籍型出向とは

・いわゆる出向とは、労働者が出向元企業と何らかの関係を保ちながら、出向先企業と新たな雇用関係を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。
・このうち、在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結ぶものをいいます。



●在籍型出向の"基本がわかる"ハンドブック

▼クリックするとPDFが表示されます



(3,550KB : PDF)

就業規則（出向規程）の参考例

出向契約書の参考例

【主なコンテンツ】

- ・具体例
- ・どういう働き方なのか
- ・どのような準備が必要か
- ・就業規則（出向規程）、出向契約書の参考例
- ・税務上の留意点、社会保険・労働保険の取扱い
- ・Q&A

(雇用シェア及び産業雇用安定助成金リーフレット)



福岡県協議会構成機関間の連携体制の構築（提案）

（在籍型出向の活用による雇用維持への支援）

① 協議会構成機関による企業への出向制度の周知・案内

〈 出向情報やノウハウ共有・送出企業や受入企業開拓を実施 〉



② 企業情報収集

③ 出向制度活用希望企業情報提供

⑤ 各種支援等情報

⑥ 出向に係る各種支援策情報提供

出向制度活用希望企業情報・出向に係る各種情報の集約

事務局

福岡労働局

*別紙様式を活用

④ 産雇センターへの情報提供

⑦ 各構成機関への情報提供

出向支援

産雇センター

情報共有

各構成機関



出向のマッチング

情報の横展開

在籍型出向制度活用希望企業情報提供様式（案）

【別紙】

在籍型出向制度の活用を希望する企業の情報を得た場合は、下記様式により協議会事務局(福岡労働局)に情報提供を行っていただくようお願いします。情報集約後、産業雇用安定センターへ情報提供を行います。

様式（案） 労働局・産業雇用安定センターへの誘導企業報告（在籍型出向制度）

報告年月日 R3.4.1
報告機関名 * * * *
報告者名 * * * *
連絡先 092-***-****

	企業名	業種	担当者名	電話番号	同意の有無(※)	備考
例)	(株) ○○○○	介護サービス業	◇◇ ◇◇	***-***-****	有	
1						
2						
3						
4						
5						

《注意》労働局・産業雇用安定センターから出向支援に係る連絡を行うことについての同意を得る必要があります。